

給付制奨学金の創設を求める意見書

構造改革と経済状況の変化により、貧困と格差が益々広がるなか、高校卒業後、経済的理由で進学をあきらめる生徒たちがいる。また、進学する生徒たちの約36%が日本学生支援機構の奨学金を利用し、その内、有利子が100万人、無利子で約40万人となっている。有利子奨学金を4年間利用した場合、返済総額は月額8万円で5,167,586円(月額21,531円240ヵ月)、10万円で6,459,510円(月額26,914円240ヵ月)、12万円で7,751,445円(月額32,297円240ヵ月)に達する。

進学をあきらめたり、奨学金利用者が急増する背景の一つに高い授業料がある。たとえば、国公立大学の授業料は1972年に1万2千円から3万6千円に値上げ以降、値上げに次ぐ値上げで現在53万5,800円(標準額)となり初年度納入金は81万7,800円となっている。私大の授業料も平均で1969年8万4,048円だったものが85万7,763円、初年度納入金は131万4,251円に達しており、この間の消費者物価上昇率は約3倍であることから大学授業料の値上げがいかに激しいかがうかがえる。

もう一つの背景に民間企業労働者の平均賃金が1997年の467万円をピークに2012年には407万円へと減少を続けていることがあげられる。その中で家庭からの仕送り額も2000年度には私大で平均約167万8,000円が128万8,000円に、国立大で117万1,000円が99万6,000円に減少し、学生たちはますます奨学金やアルバイトに頼らざるを得なくなっている現実がある。その上、奨学金を利用しながら大学などを卒業してもさらに就職難から、低賃金の非正規の職しかなく奨学金を返したくとも返せない若者が多数出ている。2012年度滞納者は33万4000人、滞納額は925億円にも上り、このままでは奨学金は、「第2のサラ金」問題へと発展しかねない状況にある。

「学びたい」という意欲を持った地域の若者が思うように学べないことは、地域にとって大きな損失である。

現在OECD加盟34カ国の内、授業料が無償化されている国が17カ国、給付制奨学金制度がない国はアイスランドと日本だけである。ただ、アイスランドは授業料も入学金等も無償で、日本と比べたときその落差はあまりにも大きいといえる。

日本政府は、高校・大学までの段階的な無償化を定めた国際人権A規約第13条の適用を留保していた問題で、2012年9月に「留保撤回」を閣議決定し、国連に通告したことで高校・大学の無償化は国際公約となった。

給付制奨学金の創設は、何よりも学生、保護者の学費負担を実質的に軽減し、国際公約実現への大きな一歩となるものである。

この問題を解決し、地域の若者が経済的理由で進学をあきらめたり、奨学金返済に苦しまないようにするため給付制奨学金の創設を求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年9月26日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
財務大臣 麻生 太郎 様
文部科学大臣 下村 博文 様
総務大臣 高市 早苗 様
兵庫県知事 井戸 敏三 様
兵庫県教育委員会委員長 山口 徹 様

兵庫県美方郡新温泉町議会議長 西村 敏弘